

14番	高桑 茂樹 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 罹(り)災証明書は、被災者への希望のメッセージ</p> <p><b>【質問趣旨】</b>            自然災害等で被害に見舞われたとき、絶望の淵にある被災者にとって、最初の希望となり、生活再建への第一歩となるのが、『罹災証明書』である。</p> <p>自治体には、交付の「義務」があるということ。このことを知っておくことで、決して被災者は見捨てられたりしないというメッセージにもなるものである。</p> <p>しかし、『罹災証明書』については、本市の窓口となる部所を含め、周知が足りていないと考え、その解決に向けて質問する。</p>	<p>(1) 罹災証明書について</p> <p>(2) 自然災害が発生した場合の体制について</p> <p>(3) 交付の申請発行方法について</p>	<p>① 罹災証明書は、災害対策基本法に定められている法的制度ですが、どのような認識か伺う。</p> <p>① 市長は、「該当市の地域に係る災害が発生した場合において、該当災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査しなければならない」とされており、あらかじめ担当職員を配置しておく必要があると考えるが、見解を伺う。</p> <p>② 災害時には、住家被害認定調査を行う建築分野の専門的知見を有する者や一般行政職員の人手不足が過去の災害から考えられる。効果的かつ効率的な調査の在り方や体制を検討すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>③ 平成28年4月14日夜に起きた熊本地震において、本市は消防職員を熊本県上益城郡御船町へ、住家被害認定調査や罹災証明書発行作業のため応援派遣した。本市に自然災害等の被害が発生し、建築分野専門的知見を有する者や一般行政職員の応援依頼を行った場合、受入れのできる体制を整えておくことが必要と考えるが、見解を伺う。</p> <p>① 生活再建の第一歩として、住んでいるところが被害を受けた場合、罹災証明書の交付を受ける事ができ、申請発行窓口は、特別に開設されることになると思うが、どのような想定を考えているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

14番	高桑 茂樹 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(4) 市民と行政の情報共有について	<p>② 何らかの事情で本人が申請できなかった場合は、代理人の申請も可能になるのか見解を伺う。</p> <p>③ 罹災証明書の被害認定を行う場合、申請者が初期段階の被害状況について、たくさん写真撮影を行っていることが、住家被害認定調査の迅速化に役立つ非常に重要なことと考えるが、見解を伺う。</p> <p>④ 罹災証明書の交付を受けた者が、現状の被害認定に違和感がある場合には、再調査を依頼するために、第二次調査申請をすることは可能なのか伺う。</p> <p>① 住家被害認定調査に関わる建築分野の専門的知見を有する者や一般行政職員はもとより、全職員による『罹災証明書』の交付は、自治体の「義務」であることを庁内職員研修等で認識し、被災者に対して、配慮をつくした対応を心がけるべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>② 自然災害等にあった場合、被災者の方々を助ける法律や制度があり、『罹災証明書』は各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用される生活再建への第一歩であると考え。よって平時から防災に関わるイベントや防災訓練等を通じて、市民へ周知することにより『災害への知識の備え』とするべきであると考えるが、見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。